

# 歯科点数表の解釈（令和4年4月版） 追補

（令和4年9月・社会保険研究所）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和4年9月30日・厚生労働省告示第306号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和4年9月30日・保医発0930第7号）により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます（令和4年10月適用）。

## I 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →486頁

品名	単位	4年4月	4年9月 まで	4年10月 から
		[4年6月 まで]		
001 削除				
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	5,607円 [6,019円]	6,569円	6,493円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	5,590円 [6,002円]	6,552円	6,476円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	5,740円 [6,152円]	6,702円	6,626円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	5,567円 [5,979円]	6,529円	6,453円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	3,149円 [3,413円]	3,715円	3,481円
007 削除				
008 削除				
009 削除				
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	3,706円 [3,952円]	4,235円	4,052円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S 適合品）	1 g	143円 [145円]	152円	145円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S 適合品）	1 g	176円 [178円]	185円	178円
013 歯科用銀ろう（J I S 適合品）	1 g	261円 [265円]	269円	265円
014 削除				
015 削除				

## II 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	4年4月	4年9月 まで	4年10月 から	材 料 料	4年4月	4年9月 まで	4年10月 から
	[4年6 月まで]				[4年6 月まで]		
<b>M002 支台製造(1歯につき) → 357頁</b>				(2) 小臼歯・前歯			
[1の(1)のみ抜粋]				イ インレー			
1 間接法				a 単純なもの	258点 [279点]	304点	285点
(1) メタルコアを用いた場合				b 複雑なもの	512点 [555点]	604点	566点
イ 大白歯	76点 [77点]	81点	77点	ロ 4分の3冠	633点 [686点]	747点	700点
ロ 小臼歯・前歯	47点 [48点]	50点	48点	ハ 5分の4冠	633点 [686点]	747点	700点
<b>M010 金属歯冠修復(1個につき) → 364頁</b>				ニ 全部金属冠	794点 [860点]	936点	877点
1 14カラット金合金				3 銀合金			
(1) インレー				(1) 大白歯			
複雑なもの	898点 [964点]	1,052点	1,040点	イ インレー			
(2) 4分の3冠	1,123点 [1,205点]	1,315点	1,300点	a 単純なもの	22点 [同上]	23点	22点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）				b 複雑なもの	38点 [同上]	40点	38点
(1) 大白歯				ロ 5分の4冠	49点 [50点]	52点	50点
イ インレー				ハ 全部金属冠	61点 [同上]	64点	61点
a 単純なもの	379点 [410点]	447点	418点				
b 複雑なもの	700点 [759点]	826点	774点				
ロ 5分の4冠	881点 [955点]	1,039点	974点				
ハ 全部金属冠	1,108点 [1,201点]	1,308点	1,225点				

※次頁に続く

材 料 料	4年4月	4年9月 まで	4年10月 から
	[4年6 月まで]		
<b>(2) 小臼歯・前歯・乳歯</b>			
イ インレー			
a 単純なもの	14点 [同上]	同左	同左
b 複雑なもの	28点 [29点]	30点	29点
ロ 4分の3冠（乳歯を除く。）	35点 [同上]	36点	35点
ハ 5分の4冠（乳歯を除く。）	35点 [同上]	36点	35点
ニ 全部金属冠	44点 [45点]	47点	45点
<b>M010-3 接着冠（1歯につき）→366頁</b>			
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
(1) 前歯	633点 [686点]	747点	700点
(2) 小臼歯	633点 [686点]	747点	700点
(3) 大白歯	881点 [955点]	1,039点	974点
2 銀合金			
(1) 前歯	35点 [同上]	36点	35点
(2) 小臼歯	35点 [同上]	36点	35点
(3) 大白歯	49点 [50点]	52点	50点
<b>M010-4 根面被覆（1歯につき）→367頁</b>			
[1のみ抜粋]			
1 根面板によるもの			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
イ 大白歯	379点 [410点]	447点	418点
ロ 小臼歯・前歯	258点 [279点]	304点	285点
(2) 銀合金			
イ 大白歯	22点 [同上]	23点	22点
ロ 小臼歯・前歯	14点 [同上]	同左	同左
<b>M011 レジン前装金属冠（1歯につき）→368頁</b>			
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合			
	988点 [1,071点]	1,166点	1,092点
2 銀合金を用いた場合			
	98点 [99点]	103点	99点
<b>M017 ポンティック（1歯につき）→374頁</b>			
1 鑄造ポンティック			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
イ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点	1,411点
ロ 小臼歯	961点 [1,042点]	1,134点	1,062点
(2) 銀合金 大白歯・小臼歯	49点 [同上]	51点	49点
2 レジン前装金属ポンティック			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合			
イ 前歯	767点 [831点]	905点	848点
ロ 小臼歯	961点 [1,042点]	1,134点	1,062点
ハ 大白歯	1,276点 [1,383点]	1,505点	1,411点
(2) 銀合金を用いた場合			
イ 前歯	62点 [63点]	65点	63点
ロ 小臼歯	62点 [63点]	65点	63点
ハ 大白歯	62点 [63点]	65点	63点

材 料 料	4年4月	4年9月 まで	4年10月 から
	[4年6 月まで]		
<b>M020 鑄造鉤（1個につき）→381頁</b>			
[1・2のみ抜粋]			
1 14カラット金合金			
(1) 双子鉤			
イ 大・小臼歯	1,163点 [1,249点]	1,363点	1,348点
ロ 犬歯・小臼歯	946点 [1,016点]	1,109点	1,096点
(2) 二腕鉤（レストつき）			
イ 大白歯	946点 [1,016点]	1,109点	1,096点
ロ 犬歯・小臼歯	727点 [780点]	852点	842点
ハ 前歯（切歯）	560点 [601点]	656点	648点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
(1) 双子鉤			
イ 大・小臼歯	1,020点 [1,106点]	1,204点	1,128点
ロ 犬歯・小臼歯	798点 [865点]	941点	882点
(2) 二腕鉤（レストつき）			
イ 大白歯	700点 [759点]	826点	774点
ロ 犬歯・小臼歯	609点 [660点]	718点	673点
ハ 前歯（切歯）	565点 [612点]	666点	624点
<b>M021 線鉤（1個につき）→382頁</b>			
[2のみ抜粋]			
2 14カラット金合金			
(1) 双子鉤	559点 [599点]	652点	645点
(2) 二腕鉤（レストつき）	432点 [463点]	504点	498点
<b>M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）→382頁</b>			
[1のみ抜粋]			
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合			
(1) 前歯	282点 [306点]	333点	312点
(2) 犬歯・小臼歯	305点 [330点]	359点	337点
(3) 大白歯	350点 [380点]	413点	387点
<b>M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）→382頁</b>			
[2の(1)・(2)のみ抜粋]			
2 キーパー付き根面板 （根面板の保険医療材料料（1歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計 より算定する。）			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）			
イ 大白歯	700点 [759点]	826点	774点
ロ 小臼歯・前歯	512点 [555点]	604点	566点
(2) 銀合金			
イ 大白歯	38点 [同上]	40点	38点
ロ 小臼歯・前歯	28点 [29点]	30点	29点
<b>M023 バー（1個につき）→384頁</b>			
[1の(1)のみ抜粋]			
1 鑄造バー			
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	1,636点 [1,773点]	1,930点	1,808点

以下の告示・通知等により、令和4年10月1日より、A000「初診料」の注12およびA002「再診料」の注10に規定されている「電子的保健医療情報活用加算」が廃止され、A000「初診料」の注13として、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されます。

- ・診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年9月5日 厚生労働省告示第269号）
- ・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和4年9月5日 厚生労働省告示第270号）
- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いについて（令和4年9月5日 保医発0905第1号）
- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）（令和4年9月5日 保険局医療課事務連絡）

歯科点数表の見直し（→16～27頁相当）

**A000 初診料**

注12 削除

注13 初診に係る十分な情報を取得する体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす歯科診療を実施している保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、月1回に限り4点を所定点数に加算する。ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合にあっては、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、月1回に限り2点を所定点数に加算する。

**A002 再診料**

注10 削除

**（医療情報・システム基盤整備体制充実加算）**

ア 「注13」に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、オンライン資格確認の導入の原則義務化を踏まえ、オンライン資格確認を導入している保険医療機関の外来において、初診時に患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合に、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1として、月1回に限り4点を算定する。

ただし、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により当該患者に係る診療情報を取得等した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算2として、月1回に限り2点を算定する。

イ 医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関においては、以下の事項について院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明する。

（イ） オンライン資格確認を行う体制を有していること。

（ロ） 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

ウ 初診時の標準的な問診票の項目は別紙様式5【本追補次ページ右下】に定めるとおりであり、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、患者に対する初診時間問診票の項目について、別紙様式5を参考とする。 [留]

（令4.9.5 保医発0905第1号）

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の施設基準

基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第三の「三の七」→（606頁相当）

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和4年保医発0304第2号）別添1第1の8→（647頁相当）

**三の七 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準**

- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (2)の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

**第1の8 医療情報・システム基盤整備体制充実加算**

1 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する施設基準

- 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下「オンライン資格確認」という。）を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
  - ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。
  - イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

2 届出に関する事項

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

**問1** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、その施設基準としてオンライン資格確認の運用開始日の登録を行うこととあるが、どのように登録すればよいか。

答 別紙を参照されたい。

別紙：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000760048.pdf>

**問2** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認を導入し、運用開始日の登録を行った上で、実際に運用を開始した日から算定可能となるのか。

答 そのとおり。

**問3** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、オンライン資格確認等システムを通じて情報の取得を試みた結果、患者の診療情報が存在していなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。

答 医療情報・システム基盤整備体制充実加算2を算定する。

**問4** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、患者が診療情報の取得に同意しなかった場合の算定は、どのようにすればよいか。また、患者の個人番号カードが破損等により利用できない場合や患者の個人番号カードの利用者証明用電子証明書が失効している場合の算定は、どのようにすればよいか。

答 いずれの場合も、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1を算定する。

**問5** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、施設基準を満たす医療機関の歯科医師が歯科訪問診療で初診を行う場合は算定できるか。

答 算定できない。

**問6** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算の施設基準等において、「ホームページ等に掲示」することとされているが、具体的にはどのようなことを指すのか。

答 例えば、

- ・当該保険医療機関のホームページへの掲載
- ・自治体、地域歯科医師会等のホームページ又は広報誌への掲載
- ・医療機能情報提供制度等への掲載

等が該当する。

**問7** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、別紙様式5を参考とした初診時間診票は、区分番号「A000」初診料を算定する初診において用いることでよいか。

答 よい。その他外来リハビリテーション診療料、外来放射線照射診療料及び外来腫瘍化学療法診療料を算定する診療においても、医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定するときには、別紙様式5を参考とした初診時間診票を用いること。

**問8** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、初診時間診票の項目について別紙様式5を参考とするとあるが、当該様式と同一の表現であることが必要か。また、当該様式にない項目を問診票に追加してもよいか。

答 別紙様式5は初診時の標準的な問診票（紙・タブレット等媒体を問わない。以下「問診票」という。）の項目等を定めたものであり、必ずしも当該様式と同一の表現であることを要さず、同様の内容が問診票に含まれていればよい。また、必要に応じて、当該様式にない項目を問診票に追加することも差し支えない。

なお、患者情報の取得の効率化の観点から、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により情報を取得等した場合、当該方法で取得可能な情報については問診票の記載・入力を求めない等の配慮を行うこと。

**問9** 区分番号「A000」初診料の注13に規定する医療情報・システム基盤整備体制充実加算について、初診時間診票の項目について別紙様式5を参考とするとあるが、令和4年10月1日より新たな問診票を作成し使用する必要があるか。

答 必ずしも新たな問診票を作成することは要しないが、別紙様式5に示された問診票の項目等が、医療機関において既に使用している問診票に不足している場合は、不足している内容について別紙として作成し、既に使用している問診票と併せて使用すること。

※（令4.9.5 保医発0905第1・別紙様式5）

（別紙様式5）

#### 初診時の標準的な問診票の項目等

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、当該医療機関の受診患者に対する初診時間診票の項目について、以下を参考とすること。

- マイナ保険証による診療情報取得に同意したが
- 他の医療機関からの紹介状を持っているが
- 本日受診した症状について
  - ・・・症状の内容、発症時期、経過 等
- 現在、他の医療機関に通院しているが
  - ・・・医療機関名、受診日、治療内容 等
- 現在、処方されている薬があるか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、直近1ヶ月以内の処方薬を除き、記載を省略可能\*）
  - ・・・薬剤名、用量、投薬期間 等
- これまでに大きな病気にかかったことがあるか（入院や手術を要する病気等）
  - ・・・病名、時期、医療機関名、治療内容 等
- この1年間で健診（特定健診及び高齢者健診に限る）を受診したか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、記載を省略可能\*）
  - ・・・受診時期、指摘事項 等
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがあるか
  - ・・・原因となったもの、症状 等
- 現在、妊娠中又は授乳中であるか（女性のみ）
  - ・・・妊娠週数 等

※マイナ保険証により取得可能な情報については、令和4年9月上旬現在の状況

なお、問診票の項目とは別に、以下の内容についても問診票等に記載すること。

- 当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）であること。
- マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。

（記載例）

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。  
◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時） 加算1 4点 加算2 2点（マイナ保険証を利用した場合）

※令和4年10月からの看護職員処遇改善評価料の新設等、その他の見直しについては、弊社ホームページに掲載している追補をご参照ください。